

# 京都市建築法令実務ハンドブックの修正について（お知らせ）

日頃は、京都市の建築行政に御協力いただきありがとうございます。

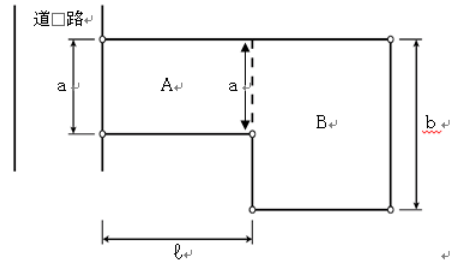
さて、京都市建築法令実務ハンドブックにつきましては、ホームページに26年度分の修正追加を掲載しているところですが、一部の内容（平成26年4月11日から16日まで掲載分）について誤りがありましたので、訂正いたします。

建築確認申請等の申請を予定されている方におかれましては、十分に御注意のうえ、御協力のほどお願いいたします。

## 京都市建築法令実務ハンドブック修正部分

### 質疑応答編 2-25 路地状敷地

#### 回答・解説 1の表



### 正

	a の長さ	l の長さ及び a の関係	a ・ b 又は A・B の関係
(1)	2 m を超え 6 m 未満の場合	$2 + \frac{l}{10} \leq a$	$2a \geq b$ 又は $2A \geq B$
	6 m 以上ある場合	—	
(2)	8 m 以上ある場合	路地状部分のみで道路に接する敷地に該当しない	

### 誤

	a の長さ	l の長さ及び a の関係	a ・ b 又は A・B の関係
(1)	2 m を超え 6 m 未満の場合	<del><math>2 + \frac{l}{10} \geq a</math></del>	$2a \geq b$ 又は $2A \geq B$
	6 m 以上ある場合	—	
(2)	8 m 以上ある場合	路地状部分のみで道路に接する敷地に該当しない	

（問合せ先）

都市計画局建築指導部建築審査課

TEL:075-222-3616 FAX:075-212-3657